

31各高福第279号  
令和元年9月18日

指定介護事業所 各位

各務原市高齢福祉課長

総合事業の介護職員等特定処遇改善加算の新設と単位数の改定について

平素は市の介護保険行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の改正等に伴い、令和元年10月から総合事業において、介護職員等特定処遇改善加算の新設と単位数の改定を予定しています。

つきましては、上記を反映した10月1日からの総合事業のサービスコードのCSVデータをHPに掲載します。ご対応よろしくお願いたします。

また、加算の新設に伴い、変更届出等が必要な場合もございますので、ご確認していただきますようお願い申し上げます。

記

・掲載日：9月19日（木）

ホーム > 事業者の方 > 介護保険 > 地域支援事業について  
> 指定事業所の指定について ⇒ 総合事業単位数マスタの登録について  
(スクロールして下部に記載あり)

または

ホーム画面で 検索の枠内に 「総合事業単位数」  
(スクロールして下部に記載あり)

部署	各務原市健康福祉部高齢福祉課
住所	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
担当	水野
連絡先	058-383-2124